別表六(四)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 ・ ・ 法人名

【No.34】外国法人税に該当しない税（中国の増値税等）を記載していませんか。
【No.35】益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を記載していませんか。
【No.35】法法第23条の２第２項第１号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（同条第３項の規定の適用を受けるものを含みます。）に係る外国源泉税等について記載していませんか（別表六(四の二)を作成していますか。）。

【No.36】４欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.37】８欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.38】12欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

国名			1					
所得の種類			2					
税種目			3					
納付確定日（納付すべき日）又は納付日			4					
源泉・申告・賦課の区分			5	源				
事業年度又は計算期間			6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・ ・ ・
納付外国法人税額	課税標準		7					
	税率（%）		8					
	税額 (7)×(8)		9					
	税額控除額		10					
	納付すべき税額 (9)－(10)		11					
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		12					
	(12)としての規定の適用がないものとした場合の外国法人税額	課税標準	13					
		税率（%）	14					
		税額 (13)×(14)	15					
		税額控除額	16					
		納付すべき税額 (15)－(16)	17					
	納付したとみなされる外国法人税額 (17)－(11)		18					
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (11)＋(18)		19					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（((7)又は(13))×35%と(19)のうち少ない金額）		20					
	納付分	(11)と(20)のうち少ない金額	21	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）
	みなし納付分	(20)－(21)	22	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）
外国法人税額が異動した場合	納付分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(21)の金額	23					
		(21)≧(23)の場合 (21)－(23)	24	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）
		(21)＜(23)の場合 (23)－(21)	25	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）
	みなし納付分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額	26					
		(22)≧(26)の場合 (22)－(26)	27	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）
		(22)＜(26)の場合 (26)－(22)	28	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）	（　円）

納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(21)欄又は(24)欄の合計）	29	円	減額された納付控除対象外国法人税額又は個別納付控除対象外国法人税額（(25)欄の合計）	31	円
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(22)欄又は(27)欄の合計）	30	円	減額されたみなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額（(28)欄の合計）	32	円